



福岡県医発第130号(保)

平成15年 4月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬 次 郎



検査料の点数の取扱いについて

標記の件につきまして、平成15年3月31日付保医発第0331001号にて厚生労働省保険局医療課から取り扱いが示され、4月1日から適用となった旨、日本医師会より別紙1のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本件の内容は、日本医師会において別紙2のとおり整理されております。
- 2) 本件につきましては、日本医師会雑誌5月1日号に掲載が予定されております。

日医発第 24 号（保 8）
平成 15 年 4 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
坪 井 栄 孝

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 15 年 3 月 31 日付保医発第 0331001 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取扱う通知があり、4 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 5 月 1 日号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1．検査料の点数の取扱いについて

（平 15．3．31 保医発第 0331001 号厚生労働省保険局医療課長通知）

2．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）

■新たに保険適用が認められた検査

平成15年3月31日 保医発第0331001号(平成15年4月1日適用)

1.尿中レジオネラ抗原 (E L I S A法)	D 0 1 2 感染症血清反応の23に準じて算定する。	230点
平成14年3月8日保医発第0308001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」の「D012 感染症血清反応」の(25)から(39)までを(26)から(40)までとし、(24)の次に(25)として右のように加える。	D 0 1 2 感染症血清反応 (25)尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、E L I S A法により実施した場合に限り、区分「D 0 1 2」感染症血清反応の「23」に準じて、1回を限度として算定する。	
2.HER2遺伝子(F I S H法)	D 1 0 3 染色体検査(全ての費用を含む。)に準じて算定する。	2,000点
平成14年3月8日保医発第0308001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第2節「病理学的検査料」第1款「病理学的検査実施料」の「D103 染色体検査(全ての費用を含む。)」の(2)の次に(3)として右のように加える。	D 1 0 3 染色体検査(全ての費用を含む。) (3)HER2遺伝子は、乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与対象患者の選択のため、F I S H (Fluorescence in situ Hybridization)法により遺伝子増幅検査を行った場合に限り、区分「D 1 0 3」染色体検査に準じて、1回を限度として算定する。ただし、同区分の「注」(分染法加算：400点)については所定点数に含まれ、別に算定できない。 なお、本検査と区分「D 1 0 1 - 2」その他の病理組織検査の「3」のHER2タンパクを併せて実施した場合は、主たる点数のみを算定する。	

(日本医師会保険医療課)



保医発第0331001号
平成15年3月31日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

検査料の点数の取扱いに関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。

なお、本通知は平成15年4月1日から適用する。

記

「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）の一部を次のように改正する。

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D012の(25)から(39)までを(26)から(40)までとし、(24)の次に次のように加える。

(25) 尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法により実施した場合に限り、区分「D012」感染症血清反応の「23」に準じて、1回を限度として算定する。

- 2 別添1第2章第3部第2節第1款D103の(2)の次に次のように加える。

(3) HER2遺伝子は、乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与対象患者の選択のため、FISH (Fluorescence in situ Hybridization) 法により遺伝子増幅検査を行った場合に限り、区分「D103」染色体検査に準じて、1回を限度として算定する。ただし、同区分の「注」については所定点数に含まれ、別に算定できない。

なお、本検査と区分「D101-2」その他の病理組織検査の「3」のHER2タンパクを併せて実施した場合は、主たる点数のみを算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
0 1 2 感染症血清反応 (1)～(24) (略)	D 0 1 2 感染症血清反応 (1)～(24) (略) (25) 尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、E L I S A法により実施した場合に限り、区分「D 0 1 2」感染症血清反応の「23」に準じて、1回を限度として算定する。 (25)～(39) (略)
25)～(39) (略)	
1 0 3 染色体検査 1)、(2) (略)	D 1 0 3 染色体検査 (1)、(2) (略) (3) H E R 2 遺伝子は、乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗H E R 2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与対象患者の選択のため、F I S H (Fluorescence in situ Hybridization) 法により遺伝子増幅検査を行った場合に限り、区分「D 1 0 3」染色体検査に準じて、1回を限度として算定する。ただし、同区分の「注」については所定点数に含まれ、別に算定できない。 なお、本検査と区分「D 1 0 1－2」その他の病理組織検査の「3」のH E R 2 タンパクを併せて実施した場合は、主たる点数のみを算定する。